

を支えていくという形で考えていただけないのかなと。これは個人的にちょっと甘い意見ですが、結果的に幾ら社会規制や経済規制を強めても、いろいろ法律の抜け穴を見つけて、ズルした者が得するという社会では、やはりこういう大きな社会制度であったり、社会保険制度である介護保険のような制度というのは運営するのが非常に難しいんじゃないかというふうに考えていますし、先ほどの御説明の中にも、なじみの関係があって制度が提供されると。これはまた別の後の議論ですけれども、では本当に誰が困っているのかという議論を、専門じゃないのでよくわからないんですけども、本当に今、コムスンの問題は大問題だと言っていますが、コムスンが事業を継続できないと、どのぐらい誰が困るのかというのがよく議論されていないような気がしますので、よけいなことを言っているのですが、私としては、もう少し介護保険分野で働く人の視線で、何か規制だけしてしまうと、せっかく介護保険をやりたいと思ってがんばっている人たちにとってはすごくよくない。コムスンのおかげでこんなひどい目に遭ったみたいと思われるのもちょっと残念ですし、やはり自分たちがずっと研修システムや何かをして、介護保険サービスの質の向上をしていくという中に、きちんと公益通報と言うと嫌な言い方かもしれませんが、やはり自分たちの倫理規定もたくさんお持ちなわけですから、その倫理規定もちゃんと行使できるような、そういうシステムのバックアップというのは要るんじゃないかというふうに考えます。

○遠藤座長 ありがとうございます。まさに委員の皆様の専門が多様であるということは非常にいいことだなと思います。私も経済学者として法律家と話をすると、規制の問題などでいろいろと齟齬があったりします。さらに経営学者は、小山先生を経営学者と私は勝手に言わせていただきますけれども、経営学の人たちは、どちらかというところ人間を持っているある種潜在的なやる気や善意みたいなものをどううまく引き出すかというところに非常に価値を置いているわけですし、法律家はどちらかというところ性悪説みたいなもの立っているところがあって、経済学者は人間行動は自己利益追求なのでインセンティブシステムさえうまくつくれば何とかできるでしょうというスタンスをとるものですから、まさに多様な議論が出ていて、第1回目から非常にいい方向に議論が展開しているというふうに思います。

いかがでしょうか。まだ御発言のない、特に消費者の問題という話が出ましたので、利用者の立場から消費者問題にお詳しい木間委員、どうぞ。

○木間委員 先ほどミートホープ社の問題、耐震偽装の問題につきまして、行政が古いという御指摘がありました。そういう捉え方もありましようけれども、私は、それは規制緩和の中で起きた問題とっております。昭和30年代、40年代は、食品の表示や安全性の問題などをめぐり消費者運動が大変盛んであった時期です。そのころ、安全性の問題については、例えば食品衛生監視員などにより食品行政によるチェックが全国でなされてきました。それだけではなく、例えばミートホープ社の食品は生協が販売していましたが、当時、生協には立派な試験設備がありまして、今もあるでしょうけれども、販売者として、

そこで1つ1つチェックをしていました。今はどうなっているのかわからないのですが。

それともう1つは、消費者行政であります。消費者行政の中で商品テストを行っており、食品はもちろん危険な商品について商品テストをしてきた。ところが、90年前後のころから規制緩和の流れの中で、どんどん予算が削られ、行政のコストということも問題にされてきてまして、商品テストも少なくなってきたということがあります。そういうときに、介護保険というものが検討され導入されました。私は、80年代後半から90年代にかけて有料老人ホームの消費者被害を見ておりまして、有料老人ホームは立派なところもありますが、まさしく隙間産業でありシルバービジネスとして参入してきた企業が、終身介護とうたいながら、介護に手がかかるようになると外に出すという有料老人ホームが多くみられました。そういう企業の実態を見てきた者としては、営利企業がこれだけ入っているこの業界に対して、このような規制でいいのかと非常に危惧しておりました。

消費者相談を見ておきますと、今回のような不正に消費者は気がつきませんから、消費生活センターには不正という形では苦情は寄せられておりませんが、推測ですが、多分相当悪いことをしているのではないかと思える苦情はありました。24時間介護していると言いながら、実は明け方は来ていなかったとか、そういう事例を挙げますとたくさんあります。介護サービスを買う消費者は、生命を維持していくために買うわけですから、安全のためには規制が必要だと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。それでは、山本委員、お願いします。

○山本委員 今回の件で、視点として今までの委員の先生方の御意見も伺いながら思ったのは、やはり一番大きな視点として何があるかといえば、事前規制型社会から事後規制型社会へ移ってきているということだろうと思います。これは、お話にも挙げました耐震偽装の問題であるとか、ミートホープは関係あるかどうかわかりませんが、いずれにしても、民間に広く、それまで自治体等が担当していた業務を民間に開放することによって、広く細かいサービスが得られるようにするという目的のために、事後規制によって民間に開放するということが行われてきたのだと思うんですけども、そういう意味で、事後規制というのは、基本的には自由だけれども、法令違反等、不当な行為を犯した場合にはサンクションがあるよと。そうすることによって、自然にそういった悪質な質の悪い業者が淘汰されて、いい業者が残るというシステムなんだろうと思います。

そういう意味では、今回起こったことというのは、ある意味では事後規制が働いたという、現象的に見ればそういうことでありまして、実際にその事業からはその業者は退場を余儀なくされている。そういう意味では、事後規制が予定どおり働いているという現象が起こっているんだろうと思うのですが、問題は、その退場を余儀なくされている業者が業界でもトップの大きな業者だったために、非常に大きなインパクトがあって、それに対応する措置というのが、どういった措置をとったらいいのかがなかなかわからないということだろうと思います。

私は弁護士として主に企業法務をやっております。そういう意味では、分野としては

神作先生と重なる部分があるわけですが、事後規制型社会というのは、ある意味では本当はもう1つ車の両輪的に必要な要素がありまして、それは今いろいろと言われております内部統制の問題であろうと思います。つまり、事後規制ということは各業者が自律的に自分で自分をコントロールして、法令遵守（コンプライアンス）を図っていくとある程度予定されているはずなのですけれども、どちらかという、日本の場合、規制緩和による事後規制型への移行ということが先行して、内部統制というものをきちんと図っていくということが若干遅れぎみなんだろう。その狭間で起こった問題ということであろうと思います。しかし、私が専門としております会社法なりの分野でも、内部統制の問題というのは始まったばかりでして、各社ともどのようにそういったシステムを構築していくかということについては非常に悩んでいるところであると思います。先ほどお話がありました内部通報制度とか、そういった制度を取り入れている会社もかなりあるようでありますけれども、介護保険の場合は、参入している業者が株式会社だけではなくて、NPOとか、いろいろな団体なり法人があるところがまた特色でありまして、そういったところにいろいろな種類の団体に対して、どういうふうに内部統制をそれぞれ確保していくのか。

例えば、株式会社で上場会社であれば、ご存じの方も多いと思うのですが、内部統制報告書というもの、これは財務報告に限ってではありますけれども、来年度から提出が要求されているわけですが、別に介護事業者の方は上場会社である場合の方が恐らく数的には少ないだろうと思いますので、必ずしもその方法だけでは足りないのだろうと思います。そういう意味で、今回の大きな方向性として、先ほど木間委員からもお話がありました、一方で本当に規制緩和して大丈夫なのだろうかという御意見もあるのですが、社会の大きな流れとして事後規制を軸足に据えていくという方向性自体については、多分なかなか動かしがたいところもあるのだろう。そういう意味で、事後規制の社会が進んでいくのに対応して、内部統制というものをどう図っていくかという視点が非常に重要で、その中で介護保険という法律の枠組みの中で、参入する業者の内部統制というものが図られることをどう確保するかということが1つ問題になってくるのだろうと思います。

それとともに、検討事項の3番目ですけれども、では事後規制が働いたときに、どういうふうに後の余波を吸収していくのか。それによって、一番の問題であります利用者の方が適正なサービスを継続的に受けられるということはどう確保していくのかということが一番重要な視点であろうと思います。検討事項の(1)と(2)はいずれも法規制的な問題でありまして、最終的には非常に細かい法技術的な議論が必要になってくるんだろうとは思いますが、それは当然やらなければならないと思うんです。17年改正の方向性というのは、基本的には間違っていなかったと思いますけれども、先ほどからお話が出ておるとおり、そうは言っても、規制を強化しても、やろうとする人はそれをかいくぐっているいろいろなことをやる。例えば役員が共通していなければいいんだから、では、役員は形だけにして、重要な従業員に実質的な権限を持たせて共通させるとか、幾らでもいろいろな

かいくぐる方法というのは考えられるわけでありまして、そういう意味では、もちろんきちんと効果的な規制をかけるということも重要ですが、一方で、事後規制がかかった後のインパクトを吸収する措置も同時に検討するとともに、さらには、業者がそもそも不正な行為に走らないようなインセンティブ、それは規制という側面もそうですけれども、そもそも営利事業者ですから、きちんとビジネスとしてそれなりに成り立っていくというような仕組みにすることも重要であろうというふうに考えております。以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。一通り御発言いただいたわけですが、例えば規制とは異なる視点で先ほど小山委員から情報の開示、あるいはピアレビューといった仕組みによるガバナンスについて御発言があったわけですが、このことについて何か御意見ございますでしょうか。

○櫻井委員 ピアレビューではないのですが、要するに調査のやり方をどうするかということだと思うのですが、1点申し上げたいのは、平成17年に改正されて、勧告、命令が入りましたよね。それで、日本の行政のとても足りないところは、こういう法律はつくるんですけども、その法を執行するといえますか、エンフォースメントの局面についての意識が非常に薄いんですね。法を執行するについては、すぐ予算と人員が必要だと言う話になりがちなのですが、それ以前に、法をきちんと執行しなければならないというところがずっとおろそかになっていて、そこは都道府県にしても、市町村にしても、なかなか腰が重いので、どこかちゃんと押してあげないとだめだというのが基本的にありまして、これはそういう意識を喚起するということと、執行体制をフォローしてあげるような仕組みが国なり何なりがあると、現実に動いていくんじゃないかというふうに思っています、これは運用の問題としてあると思うんです。

それで、内部統制とか、本当に大会社であれば、まさに国際的な舞台で競争していくために、ガバナンスもきちんとつくって、コンプライアンスも充実させてということをして自分で行うのですが、これを見ますと、介護サービス事業者というのはいろいろな職種の人たちが入っていて、かつ必ずしも本当に競争しているかということ、そうでもないだろうと思うんです。医療法人等々も入っていますから、昔ながらのやり方でやっておられるところもあるので、そういうことで言うと、多分、行政が適切に調査に入る。それから、いきなり退場されてしまうと困るので、もう少し傷が小さいうちにまめに入って、かつ緊張感を失わないような形で、ここが悪い、あそこが悪いということができるようにしてあげる。それは行政の体制として必要じゃないかと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。恐らくそれは監督のあり方という視点でのご発言だったと思います。小山委員の言われたピアレビューというのは、同業者同士の評価、監視ということで、行政の直接介入ということ以外でコンプライアンスを守るような、そういう仕組みがあるのではないかという御提案だったということだと思います。

狩野委員、どうぞ。

○狩野委員 先ほどの小山先生のお話の中で、例えば第三者評価とか、介護サービス情報

公表、そういったものによって、いわば利用者さんや国民がきちんと事業者をウォッチしていくという方法もあるのではないかというお話だったのですけれども、私は、今回の反省点は、介護サービス情報の公表制度も、第三者評価制度も、こういう不正な業者を排除する手段としては有効に機能しなかったということが大きな問題じゃないかなと。私どもも2つ、全国的な制度としての介護サービス情報公表制度と、それから東京都は独自に第三者評価制度というものを持っているわけですが、その制度が結果的にきちんと機能していないというのがあるのではないかというふうに思います。ですから、一体どういう情報を国民に、あるいは利用者に公表することによって、単に選択に資するだけじゃなくて、不適正なものを除外をする、排除するという仕組みをつくらないことには、やはりこれは解決しないんじゃないかというふうに私は思います。

それから、専門職の皆さんが非常に自分たちのサービスやケアプランに位置づけた事業所のサービスが適正に提供されているかというのはきちんとチェックしていただいていると私は思っています。ケアマネージャーさんたちは、自分たちがケアプランに位置づけた事業について、例えば訪問のときにケアマネージャーさんが御自宅と一緒に訪問したり、適切なサービス提供がされているかという意味で、そういう意味でサービスの質を確保するための努力というのは、専門職の皆さんは非常に努力をされている。訪問介護事業所のサービス提供責任者の方も、登録ヘルパーさんの訪問時に動向したり、抜き打ちでチェックをしたりというのをやっているわけです。それでもなおかつコムスンのような不正な事業者が発生する。そこをどうするかという議論をすべきだと私は思うんです。専門職の皆さんは非常に努力をされているというふうに私は思っています。

○遠藤座長 ありがとうございます。小山委員、何かありますか。

○小山委員 介護サービス情報の公表が機能しなかったかどうかというのがちょっと理解できなくて、介護保険サービス情報公表は、前回の介護保険改正で法律事項になって、その後、まだ全部ができていないわけじゃなくて、順番に介護サービス情報の公表というのを、事業者の方が強制的にお金を払って、自分たちが公表したい情報と決められた情報をきちんと必ずすべての項目に答えて、さらに2人の調査員が1年に一遍必ず行くというシステムなんです。ですから、私は今回の事件を見て、介護保険サービス情報の公表がもう少し早ければもう少し手を打てたかなというので慙愧の念がありますが、介護サービス情報の公表は私は大変すばらしい制度だと思いますし、もう少しそれをいろいろ動かしていけば可能だと思います。もう東京都さんが幾ら血眼になっても、一事業者ずつを捕捉すること自身も非常に難しいわけですから、何とか電子媒体に載せた大量のデータを行政がウォッチしながら、あるいは同業者同士が隣の介護保険情報を見ながら、互いに切磋琢磨するという方法をやらなければ、要するに、何か事件が起きたから二度と起きないように排除するためにどうシステムを組むんだということになれば、本当に莫大な監査経費とか、指導経費がかかると思うんです。ですから、もちろん再発防止のために法的整備をすることは当然必要ですが、それだけやっても、事業者の方は賢い人がいて、また下をくぐって

出てくる人がいるわけです。ですから、もう少し幅広に、行政対応でどうした、行政は十分やったけれども、またかいくぐって出てきたという話に必ずなるわけですから、もう少し制度全体を介護サービス情報の公表だけじゃないし、今はまだ十分な制度じゃないですけども、大変多くの方に御苦勞いただいてやっている制度もありますので、重層的に介護事業運営の適正化を図っていくような仕組みづくりを検討するということが大事だというふうに自分は考えるものです。

○遠藤座長 ありがとうございます。木間委員、どうぞ。

○木間委員 介護サービス情報の公表と第三者評価に関してですが、介護サービス情報の公表については、決算書について公表できないか、と項目を検討する際に言ったのですが、上場企業の場合、一部の子会社について公表することはできないという議論がありまして、決算書についてはチェックできないということになってしまったのです。それを承知で発言したいのは、例えば介護保険収入が1億円ぐらいNPO法人の場合は、実にわかりやすい決算書を出しています。人件費が幾らなのか、管理費が幾らなのか。財務報告などという上場企業のものを見てもわかりませんが、こういう単純なものを公表すれば、不正防止に役に立つのではないかと考えております。

それから、第三者評価ですが、東京都の第三者評価についていえば、経営についてもチェックすることになっているのですから、そこを少し見直して、今回のようなことが事前にチェックできるようにつくり替えるということも1つの方法かと思っています。

重層的とおっしゃいましたが、介護相談員が月に2回とか3回、高齢者施設などに派遣されている仕組みがあるのですから、そういう人たちがチェックをする。いろいろな仕組みを重層的に使う。既存のものを使うということも重要だと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。恐らく今後の議論の中で、現行ではどういうものがツールとして使われているのかということをお紹介をいただくということになるのかなと思います。

それでは、一応、1番目と2番目に関して御議論いただいたわけですけども、何かつけ加えることがあれば承りたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、もう1つ残っております、いわゆる事後的規制の結果、生じたものが、利用者への負の便益となって生じている。それをどう対応するかということが3番目であります。今回、具体的な問題として出ているわけでありましてけれども、事業廃止時における利用者へのサービス確保のためにはどのような措置が必要かということでもあります。これについて何かお考えがあれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小山委員 どうしてもよくわからないのですが、要するに、平成20年度に657事業所が更新がストップしてしまうから、来年から始まって1年間で657の事業所の利用者がサービス確保のために困るかどうかという議論ですよね。困るという議論もたくさんあるのですけれども、全然心配ないという議論もたくさん聞くんです。コムスンがなくなって、657事業所が事業継続しなかったら、利用者が本当にサービスが受けられなくなって御不自

由だということはあるんだろうと思います。それは、なじみの関係で、今まで来てくれた人が「明日で終わりなの」と言って去って行って、また次のところを見つけなければいけないから困るという時点の話もあります。

しかし、よく考えてみて、本当に 657 事業所が更新されないと、それで来年から始まる議論をして、そんなにサービスが受けられないで、マスコミ的に言うと介護難民が大量に出るんだということなのですか。そういう事実があるのかどうかということはどういうふうに認識されているのか。ここを議論しないとちょっと。サービス確保のために、受けられない人が大量に出るぞみたいな形でみんなで大騒ぎしても、私は、実は市町村とかのレベルで、東京区部などを歩いて担当者に聞きますけれども、余り困らないんじゃないのというところもある。ただ、コムスンが 24 時間やっているところが、今は継続できないけれども、だったら継続できるようにほかの業者ががんばればいいのかという話になる。そもそも 2000 年以降にできてきたサービス事業ですから、そんなにノウハウの蓄積もあるわけでもないのに、済みません、私はわけがわかっていないのかもしれないけれども、本当に 657 事業所が更新しなければ介護難民が出ると言っている根拠とか、何か見せていただけるものがあつたら見せてほしいと思うんです。

○遠藤座長 わかりました。介護市場における需給バランスとか、あるいは参入の容易さということが当然背後にあるわけおですが、それをどういうふうに考えてこういう議論になっているのかということを確認したいということでもありますので、事務局からの案として出てきておりますので、この案を出された背景、特に小山委員からの御質問に対して、お答えできる範囲でお願いしたいと思います。

○古都振興課長 その問題意識ということですが、多分、地域的にいろいろ見ますと、その事業所しかないという地域もありますし、それから、さっき言いましたサービスの 24 時間の問題、その瞬間ではほかが担い切れないものもあるだろうし、いろいろ問題があるわけですね。それで、さっき言われた重層的にものを考えていくという観点で考えたときに、どの時点、どのタイミングで利用者に安心していただくかということを経験から考えておく必要があるのではないかと。もちろん、東京都のように、競争がかなりあって、同業の事業所がたくさんありますよということは、選択肢としてかなり豊かな部分もあるでしょうし、地域によってはなかなかそこに頼み切りであるという実態があつて、にわかには明日からというわけにはいきませんよという時期もあるものですから、時間をかけていけば、徐々に他社が吸収していく、引き受けていく。あるいは、利用者御自身の意向で変わっていかれるということがあつて、問題なく多くはうまくいくということもあるのですが、もう 1 つ我々として考えておきたいのは、それだけではなくて、もう 1 つ座布団を重ねるといっていいでしょうか、いざというときのための備え、それは発動しなければ発動しないでもいいのかもしれないけれども、そういうことを議論しておく必要があるのではないかと。ということで、時間軸ではいろいろな段階があると思うのですが、いきなり介護難民がどんどん出るとか、そういう議論ではなくて、受け皿をどう整えていくのか、引き継ぐ

仕組みをどう考えていくのかという、備えという考え方で御議論いただければありがたいというふうに思っております。

○遠藤座長 ありがとうございます。小山委員、今の回答でよろしいですか。

○小山委員 はい。

○遠藤座長 では、櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 事業所がなくなって、その人たちを別の事業所で吸収するという事は最終的な着地点だろうと思いますが、先ほどのコムスンの場合には、たまたま更新をしないという形で将来に先送りしましたので、そういう意味でソフトランディングした面があります。しかし、今後、例えば指定をきちんと取り消すということになってくると、もう少し早めに対応をとっておくということが必要になってくると思うんです。そのときに、需給バランスがとれているということを前提にすると、かつ、今、課長さんが言われたように、安心感をどうつくるか。制度に対する信頼をどうするのかということで仕組みを考える必要があると思うのですが、その場合に、オプションとしては、論理的な可能性として考えられるのは、以前、銀行が破綻したときに問題になりましたが、一時公有化するみたいな話も論理的にはあり得るんでしょうし、あるいは、私は穏当なのは、多分、今回、実際にやられているように、県なり国なり市町村なりが正式にあっせんする制度のようなものをつくっておいて、事業はちゃんと継続するというようなスキームを考える。それで、最終的には別の事業者のところうまくいくというふうに仕組んでいくということが極めて重要なことではないかと思います。だから、3番目の事業廃止の話というのは、まず、住民にとって一番困るのは、サービスをしてくれる人がいなくなってしまうというのが一番困るので、まずは、なるべくいきなり退場していように生き延びさせるためにどうするのかという話と、いよいよこれはだめだといったら、それは適切に取消しなりをきっぱりとやって、それで別のところにあっせんするというような2つの観点で、アンビバレントな要素を同時にやるということが必要だろうと思います。

○遠藤座長 そういう議論をしていくということですね。

ほかに。例えば木間委員、いかがでしょうか。利用者でもしお考えがあれば。突然退室を命じられてしまったという場合の利用者の立場としてどういうふうに考えるべきか。

○木間委員 これまで有料老人ホームの倒産というのを見てきましたが、その場合、行政が、入居者が困らないように一生懸命対応していました。有料老人ホーム以外のものについても、指定した行政が責任を持って、困らないようにすることだと思います。

○遠藤座長 その場合、行政はどういうふうにして助けてくれるのですか。あっせんですか。

○木間委員 有料老人ホームの場合は、次の経営者を見つけるといったことをやっていますね。入居者がバラバラになってしまったというホームもありましたけれども。

○遠藤座長 何かございますか。

○小島委員 現場の方の立場から一言申し上げます。この問題が起きて、現場でサービス

に困るという利用者が出るという状況は今のところは起こっていないんじゃないか。コムスンじゃなくて、別の事業者に移りたいという方も中にはおられますが、そういう方はケアマネさんがあっせんするなどして移動をいただいています。ただ、大半の方は今のままでできるだけ今の事業者さんにやってほしいというふうな声が強いような感じがしています。とりあえず、来年の3月までは今のままで基本的にはいけるということで、その辺はそんなに問題は発生していないように思いますけれども、ただ、事業所によっては、スタッフ、マンパワーをどう維持するかということが事業所ごとに非常に重要になってきています。将来がない事業所ということから、スタッフが引き抜かれていくという状況が発生しているようでして、それによっては突然事業所が維持できなくなるというような問題も起きるのではないかと心配はあります。事業譲渡ということで今動いていますけれども、それが適切に迅速に行われないう場合は、現場の方では、しっかりした優秀なスタッフから引き抜かれていって、事業所として成り立たなくなり、そこで利用者にも不都合が生じるようなことも危惧されます。そこはやはり事業譲渡はスムーズに行くような形を早くとらないといけないと思います。そのときに、誰が指導するのかというような話も先ほどありましたけれども、全国展開している事業所でございますので、個々の県ごとにとするのは非常にやりにくい。また、民から民への事業譲渡でございますので、私どもとしては様子を見ている状況ですが、公的な介入が必要ということでしたら、厚生労働省にやはりある程度一肌脱いでいただくことになろうかと思えます。事業譲渡はいずれにしても早く進めていただきたいと考えております。

○遠藤座長 ありがとうございます。同じく行政ということで、狩野委員、もし何かあれば御発言いただきたいと思います。

○狩野委員 基本的には、やはり事業者の説明責任というのがあると思うんです。事業廃止届をするときには、利用者の措置をきちんと行政に報告をしなければならないというふうに定められているわけですから、事業を休止にせよ、廃止するにせよ、それが自主的な廃止であれ、行政からの処分によって廃止せざる得ない事態になるのであれ、やはり事業者が事業を始めた以上、廃止をするときにはきちんと責任を持たせるべきであるというふうに私は基本的に思います。それが、少なくとも介護保険法の事業廃止届を提出するときに義務づけをしているわけですから、利用者一人一人の措置をどうしたのかというのをきちんとしなさいと言っているわけですから、それがまず大原則だなと。ですから、コムスンについても、コムスンが東京ですと延べで約1万3,000人ぐらいいるというふうに言われておりますけれども、その方々の移行計画を立てるとするのは彼らの責任であるというふうに私は思っています。その上で、やはり古都課長がおっしゃったように、コムスンだけでなく、いろいろな事例があるわけですから、要は急激に破綻をしたときに、受け皿対策をどう考えるかというのは私はやはり必要だと思えます。特に有料老人ホームですか、特別養護老人ホームのように、いわゆる入所型のサービスの場合には、具体的に行き場がなくなるということも多々あるわけですから、そういう備えをしなければいけない。

そういう議論をしていかなければいけないというのは私どもも認識をしています。

○遠藤座長 ありがとうございます。同じような問題は、病院でもあるわけですがけれども。

まだ恐らくいろいろな御議論があるかと思えますけれども、用意していた時間がそろそろ迫っております。どうしても一言という方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

第1回目ということでありましたけれども、極めて活発な御議論ができたと思っております。ミッションの共有化及び問題点もある意味で共有化できたのかなとも思っております。2回以降も、積極的な議論をよろしくお願いいたしたいと思えます。

それでは、本日の第1回目の有識者会議をこれにて終了したいと思えます。

事務局の方から次回以降について何かあれば御連絡ください。

○古都振興課長 ありがとうございます。次回の日程につきましては、8月下旬に、先ほど中でも御議論ありましたように、有識者、あるいは関係団体からのヒアリングを行っていければというふうに考えております。詳細につきましては、また追って御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

本日は、どうもありがとうございました。